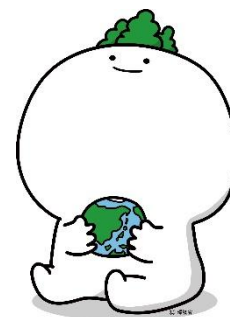




支援証明書の情報開示への活用に係る 考察資料



- 本資料は、TNFDへの活用を念頭に置いている企業等に対し、自社と自然との関わりを説明するにあたり基盤となる考え方を整理し、支援証明書への活用についての考察をとりまとめたものである。

本資料の目的

1 申請者のリテラシー向上



支援証明書をTNFDに活用
する際に考慮すべき

下記3つの概念について説明

- ✓ バリューチェーン分析
- ✓ プライオリティ・ロケーション
- ✓ ミティゲーション・ヒエラルキー

2 記載時の注意喚起



グリーンウォッシュを疑われないよう
にするために注意すべき

下記2点の記載について整理

- ✓ 国際目標との関連性
- ✓ 成果の把握

3 支援証明書の活用促進



支援証明書をTNFDで
どのように活用できるかの考察



社内決裁時に担当者が
本資料を説明に活用できる

**支援証明書の情報開示への活用に係る
考察資料
【概要】**

0.1. 支援証明書の位置づけの整理

- 経済活動が依存している自然資本を損失することは、持続可能な経営上の明確なリスクである。経済活動を持続可能なものとするためには、各企業におけるネイチャーポジティブ経営への移行が必要となる。
- 自社で土地を有する企業等は、その土地を自然共生サイトに申請・登録し、保全管理等の活動を通じて直接生物多様性の保全に貢献することができる。しかし、そうでない企業の場合は、地域でつながりのあるサイトや自社のバリューチェーンに関連するサイト等の取組を支援することが有用である。支援証明書は環境省の証明により、その有用性を示すことができるツールである。
- TNFDでは、企業は、自然関連のリスク・機会に対し、負の影響を回避・低減した上で、自然の回復・再生に取り組むことが望ましいとされている。さらに、自然共生サイトへの支援を通じて、企業は自然の回復・再生への貢献を示すことで、ネイチャーポジティブ経営への移行を市場に訴求することができると考えられる。

自然（大気・生息地・土地・鉱物・海洋・土壌・生物種・水等）

維持・回復・創出 ↑↑↑

自然共生サイト

自然共生サイト認定

環境省

[R7より国土交通省
及び農林水産省も]

活動が生物多様性の
保全に資することを国が認定

自然共生サイトに係る 支援証明書の発行

環境省

支援活動が生物多様性の保全
に貢献したことを環境省が証明

金銭的・人的・
技術的支援

直接的貢献 ↑

間接的貢献 ↑

企業等

リスク軽減・機会創出の恩恵を得る
生態系サービスを通じた

関心ポイント

投資家・金融機関

0.2. TNFDと支援証明書の関連性（考察）

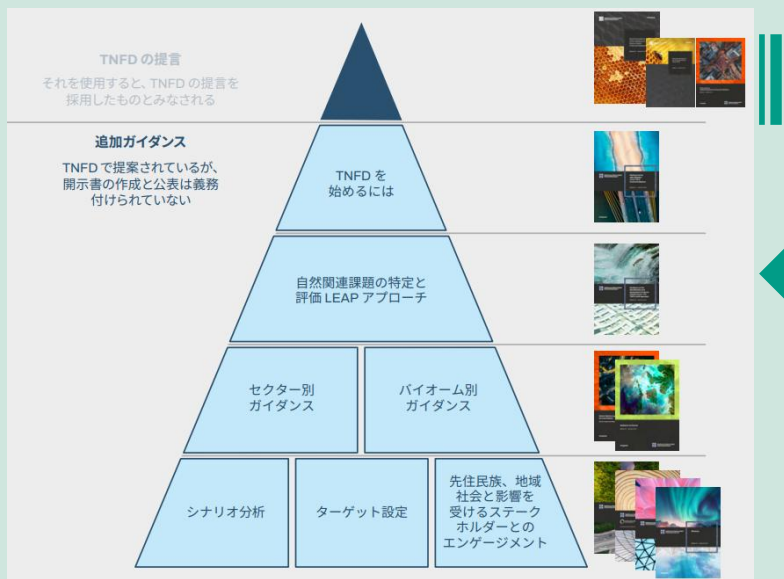
- 支援証明書は、企業が自然への依存・影響やリスク・機会に対して、どのような活動を行っているかをロジックモデルを用いて具体的かつ論理的に整理することができるツール。TNFD情報開示の根拠としても活用できるよう、TNFD開示提言で示される自社と自然資本との関わりを分析するにあたり必要な考え方に沿うよう設計している。
- 支援証明書をTNFD等の情報開示で活用する際のポイントと注意すべき点を本資料にまとめている。

TNFDにおける支援証明書の活用

- ✓ 支援証明書は情報開示の内容を、具体化・論理的に整理することができる
- ✓ TNFD情報開示に求められる、自社と自然資本との関わりを分析するにあたり必要な考え方に沿うよう設計している

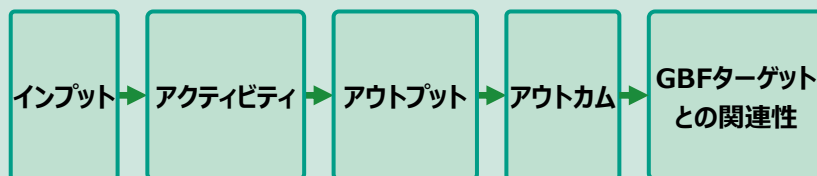
TNFD情報開示

- 提言やガイダンスに沿ってTNFDレポートの作成



支援証明書

- 提言やガイダンスに沿った情報開示では、自然への**依存・影響**や**リスク・機会**の評価と、それらに対して**どのような活動を行っているか**を説明することとなる。
- 支援証明書では、それらの内容をロジックモデルを用いて**論理的かつ具体的に整理**ことができ、内容の**論理的妥当性向上**につながる。



0.3. TNFD移行計画と支援証明書の関連性（考察）

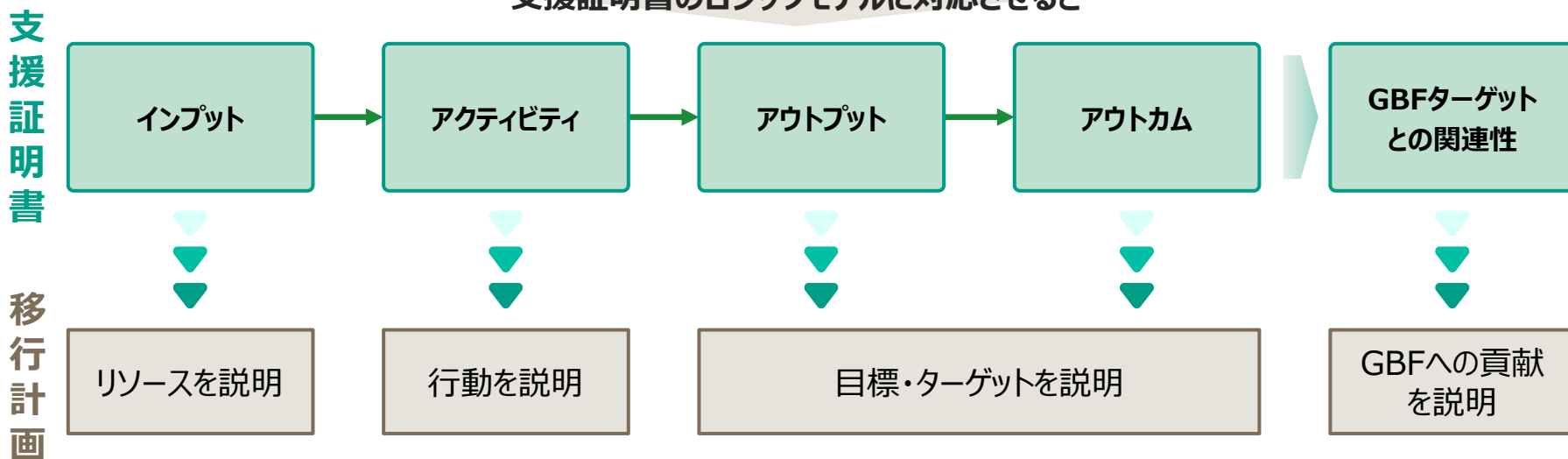
- 2024年10月にTNFDは、組織に求められる変革の対応指針として、「移行計画」策定に係るガイダンス草案を公開した。現在は草案に対する意見募集の段階であり、パイロットテスト等を経て、2025年中に最終版の公開が予定されている。
- 「移行計画」は、組織の目標、ターゲット、行動、説明責任のメカニズム、および予定されているリソースを定めた、組織の全体的な事業戦略の一環である。
- 支援証明書では、実際の支援行為（アクティビティ）だけでなく、支援により期待される影響（アウトカム）、GBFターゲットとの関連性までをロジックモデルにより記載するため、こうした「移行計画」の内容を補足することができる可能性がある。

移行計画の定義

自然移行計画とは、2050年までに自然を回復の軌道に乗せるために、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、逆転させるという**GBFが示す移行に対応し貢献**するための組織の**目標、ターゲット、行動**、説明責任のメカニズム、および予定されている**リソース**を定めた、組織の全体的な事業戦略の一環である。

※ガイダンスの記載を事務局にて翻訳

支援証明書のロジックモデルに対応させると



【参考】開示推奨項目と支援証明書の対応（考察）

- 移行計画のガイダンスで示される開示推奨項目について、支援証明書の対応を整理した。
- 支援証明書で記載される内容が、移行計画のいくつかの開示推奨項目に適応できる可能性があると考える。

開示推奨項目

凡例：○対応 ×未対応

テーマ	大項目	小項目	支援証明書 対応可否	テーマ	大項目	小項目	支援証明書 対応可否	
野心 Ambition	基礎 Foundations	1. 移行計画の枠組みと範囲	×	説明責任 Accountability	目標とターゲット Metrics and Targets	1. 依存性と影響の指標と目標	○	
		2. ビジネスモデルとバリューチェーン	×			2. ガバナンス、ビジネス、運用の指標と目標	×	
		3. 計画の優先順位	○			3. 財務指標と目標	×	
		4. 主な前提と外部要因	×		ガバナンス Governance	1. 取締役会の監督と報告	×	
行動 Action	実装戦略 Implementation Strategy	1. 活動と意思決定	○			2. 管理の役割、責任、説明責任	×	
		2. 製品とサービス	○			3. 文化	×	
		3. ポリシーと条件	×			4. インセンティブと報酬	×	
		4. 財務計画	×			5. スキル、能力、トレーニング	×	
行動 Action	エンゲージメント戦略 Engagement Strategy	1. 景観、河川流域、海景とのエンゲージメント	○					
		2. バリューチェーンとのエンゲージメント	×					
		3. 業界とのエンゲージメント	×					
		4. 政府、公共部門、市民社会とのエンゲージメント	×					

0.4. 支援証明書を投資家に向けた情報開示に活用する際の5つのポイント

- 支援証明書をTNFD等の情報開示で活用する場合、以下5つのポイントに留意することで、支援事実の証明にとどまらず、投資家に向けた有効なアピール手段となることが期待される。

TNFD等の情報開示に活用する場合のポイント

No.	ポイント	概要
1	理解すべき3つの考え方	バリューチェーン分析
2		プライオリティ・ロケーション
3		ミティゲーション・ヒエラルキー
4	記載時の注意点	国際目標との関連性
5	発行後の活用	成果の把握

支援内容が、自社の事業・バリューチェーンに対してどのような依存・影響（機会創出・リスク軽減等）があるのかを、支援証明書の特記事項欄、自社のHP、TNFDレポート内等を通じて説明することが望ましい。

TNFDでは事業との関連性において評価する場所を「プライオリティ・ロケーション」としており、**支援証明書をTNFDで活用するためには、プライオリティ・ロケーションに紐づく支援であることが重要。**

TNFDも、SBTNの「**ミティゲーション・ヒエラルキー**」の考え方を引いて、「回避・軽減・復元・再生の4つのアクションを順を追って実行する必要がある」としており、そうした視点からのストーリー作りや支援証明書の記載内容の検討が必要。

生物多様性の保全に係る動向は国際的なものであり、**GBFターゲット等の国際目標への貢献等を対外的に示していくことが投資家からの評価といった観点からも重要。**一方で、支援によるアウトカムとGBFターゲットとの関連性を無理に繋げてしまうと、本当に貢献しているターゲットへの影響が見えなくなってしまうため、注意が必要。

レピュテーションリスクを回避するためにも、その支援を用いた活動内容や成果について適切に把握しておくことが望ましい。支援先と綿密なコミュニケーションを取ることが必要。

以上の点に留意し、
支援実施・
支援証明書を作成

- ✓ TNFDレポート内や自社HP等のIR情報として、支援証明書（国の証明）を用いて、支援と事業内容の関連性を説明



**支援した事実を証明するだけでなく、
投資家に向けた有効なアピールとして期待される**

**支援証明書の情報開示への活用に係る
考察資料
【補足説明資料】**

1. ポイント①

バリューチェーンの分析

1. ポイント① バリューチェーンの分析

1.1. TNFDとバリューチェーン分析の関連性

- TNFDの開示提言のうち、11の提言がTCFDと整合する内容、3つの提言がTNFD独自の内容となっている（赤枠）。
- また、TNFD独自の3つの提言のうち、2つの提言（赤枠実線）でバリューチェーンに関連付けて情報開示することの必要性について言及されている。

TNFD開示提言

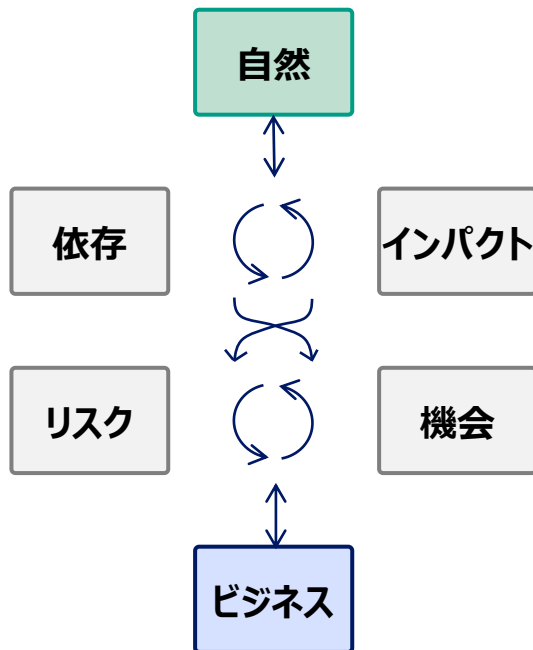
ガバナンス	戦略	リスクとインパクトの管理	測定指標とターゲット
<p>自然関連の依存、インパクト、リスクと機会の組織によるガバナンスの開示。</p>	<p>自然関連の依存、インパクト、リスクと機会が、組織のビジネスモデル、戦略、財務計画に与えるインパクトについて、そのような情報が重要である場合は開示する。</p>	<p>組織が自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を特定し、評価し、優先順位付けし、監視するために使用しているプロセスを説明する。</p>	<p>マテリアルな自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を評価し、管理するために使用している測定指標とターゲットを開示する。</p>
<p>開示提言</p> <p>A. 自然関連の依存、インパクト、リスクと機会に関する取締役会の監督について説明する。</p> <p>B. 自然関連の依存、インパクト、リスクと機会の評価と管理における経営者の役割について説明する。</p> <p>C. 自然関連の依存、インパクト、リスクと機会に対する組織の評価と対応において、先住民、地域社会、影響を受けるステークホルダー、その他のステークホルダーに関する組織の人権方針とエンゲージメント活動、および取締役会と経営陣による監督について説明する。</p>	<p>開示提言</p> <p>A. 組織が特定した自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を短期、中期、長期ごとに説明する。</p> <p>B. 自然関連の依存、インパクト、リスクと機会が、組織のビジネスモデル、バリューチェーン、戦略、財務計画に与えたインパクト、および移行計画や分析について説明する。</p> <p>C. 自然関連のリスクと機会に対する組織の戦略のレジリエンスについて、さまざまなシナリオを考慮して説明する。</p> <p>D. 組織の直接操業において、および可能な場合は上流と下流のバリューチェーンにおいて、優先地域に関する基準を満たす資産および／または活動がある地域を開示する。</p>	<p>開示提言</p> <p>A(i) 直接操業における自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を特定し、評価し、優先順位付けするための組織のプロセスを説明する。</p> <p>A(ii) 上流と下流のバリューチェーンにおける自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を特定し、評価し、優先順位付けするための組織のプロセスを説明する。</p> <p>B. 自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を管理するための組織のプロセスを説明する。</p> <p>C. 自然関連リスクの特定、評価、管理のプロセスが、組織全体のリスク管理にどのように組み込まれているかについて説明する。</p>	<p>開示提言</p> <p>A. 組織が戦略およびリスク管理プロセスに沿って、マテリアルな自然関連リスクと機会を評価し、管理するために使用している測定指標を開示する。</p> <p>B. 自然に対する依存とインパクトを評価し、管理するために組織が使用している測定指標を開示する。</p> <p>C. 組織が自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を管理するために使用しているターゲットと目標、それらと照合した組織のパフォーマンスを記載する。</p>

1. ポイント① バリューチェーンの分析

1.2. バリューチェーンの重要性

- 企業の事業活動は自然資本に依存している部分があり、それと同時に事業活動によって自然に与える影響（インパクト）があることを理解することが重要である。
- つまり事業活動が企業にとってのリスクとなる場合があり、何をリスクとして捉えて、その対策としてどのような活動をしているかを外部に説明することが情報開示の本質である。
- TNFDにおいては、バリューチェーンの分析が難しいと理解したうえで、バリューチェーンにおけるリスク・機会に対してどのように行動するかを開示することが重要としている。つまり、**バリューチェーン全体を分析できていることが、TNFDへの対応、支援証明書の活用における基盤となる。**

事業活動と自然資本の関連



バリューチェーンの重要性

- ・ 組織の自然関連の依存とインパクト、リスクと機会は、バリューチェーンのどこでも起こりうる
- ・ バリューチェーン上の依存やインパクトは、組織に物理的リスクと移行リスクの両方をもたらす可能性と、バリューチェーンのビジネス・パートナーと連携を通じて自然を改善することで、リスクを軽減し、新たなビジネスの機会を生み出す可能性がある

バリューチェーンの特徴

難しい点

サプライチェーンの長さ

バリューチェーン上に複数の関係者が存在すると、企業が製品の最終的な原産地のトレーサビリティを確認することは困難。例えば、採石場から直接石材を購入する建設会社は、その石材がどこから来たかを正確に知っているが、仲介業者から購入し、その仲介業者もバリューチェーンのさらに上の仲介業者から購入する場合、ロケーションを特定し分析の対象になる組織と場所の数が増える

多数のサプライヤーと顧客

サプライヤーと顧客の数が多ければ多いほど、優先順位付けと分析のために特定された場所の数も多くなる

サプライヤーまたは顧客ごとに多数の事業拠点を有する

個々のサプライヤーや顧客は、世界中に多くの地域・場所にまたがって操業している場合があり、優先順位付けと分析のために特定する必要があるロケーションの数が増える

製品のトレーサビリティ

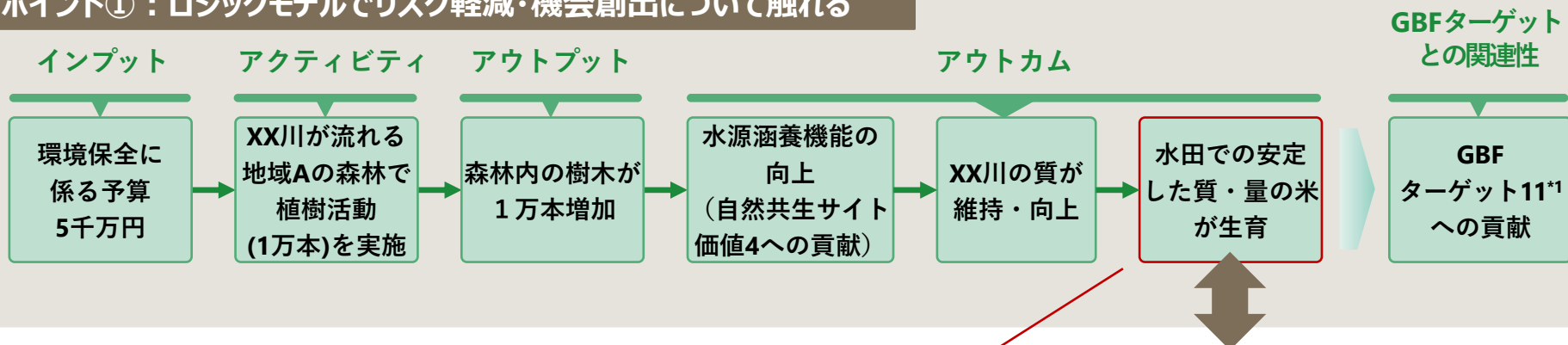
工業プロセスが多岐に渡る製品は、その製品がどこから来たのか、どこで、どのように最終的に使用されるのかを正確に特定することを困難にする可能性がある
例：肥料など（農家が最終的にどこで肥料を使ったか追跡が困難）

1. ポイント① バリューチェーンの分析

1.3. 支援証明書におけるバリューチェーン

- TNFDを念頭に置く場合、ロジックモデルを活用して、環境保全に係る活動（実施する支援）がバリューチェーンにおけるリスク軽減・機会創出につながっていることを示すことが望ましい。
- また、支援証明書の別紙で、支援内容と本業との関連性について、本紙で書ききれない内容や補足事項を記載することも効果的である。

ポイント①：ロジックモデルでリスク軽減・機会創出について触れる



ポイント②：支援証明書別紙に本業との関連性を補足する



支援証明書別紙の記載 (例)

- 森林での植樹活動によって、森林を流れる川の水質を維持・向上
- 水田の水源を安定させることで、米の収穫量・質の安定に貢献
- 仕入先の事業継続性に貢献することで、当社事業のサステナビリティにも貢献

TNFDレポート等で記載する、リスク・機会と対応させる

前提：自社のTNFDレポートでリスク・機会について触れている

リスク一覧 (イメージ)

分類	内容
...	...
原材料調達	調達先における米の収穫量の減少
...	...

2.ポイント②

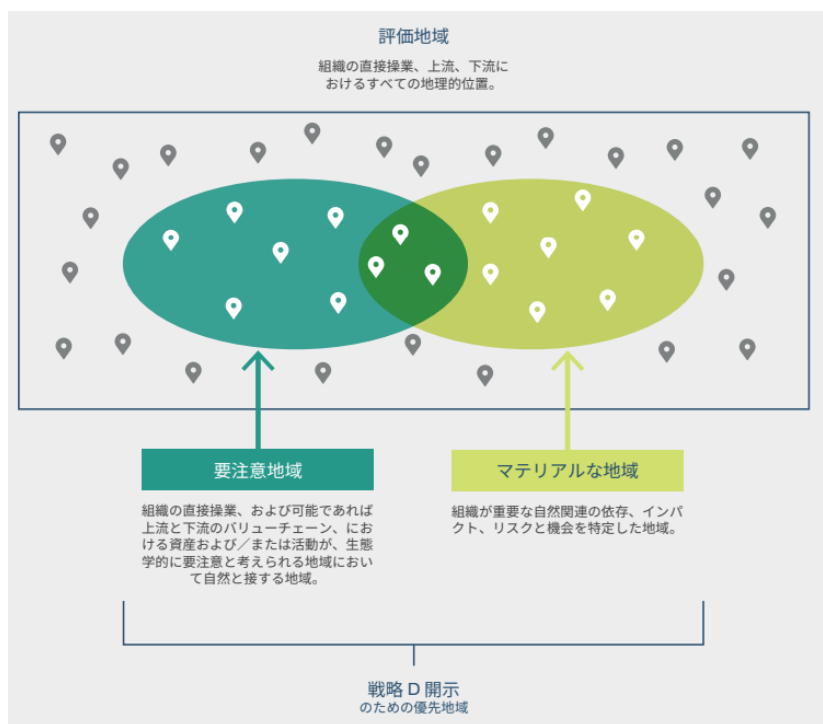
プライオリティ・ロケーションの特定

2. ポイント② プライオリティ・ロケーションの特定

2.1. プライオリティ・ロケーション（優先地域）の考え方

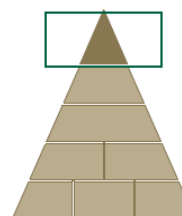
- **事業活動による負の影響低減に取り組むに当たっては、優先的に取り組むべき地域を定めることが効果的**である。
- TNFDでは自然と事業との関連性において評価対象とする場所を「**プライオリティ・ロケーション（優先地域）**」としており、**支援証明書をTNFDで活用するためには、プライオリティ・ロケーションに紐づく支援であることが重要**。
- 「**プライオリティ・ロケーション**」は、上流のみならず下流もあり得、例えば卸売先、顧客等の活動場所をプライオリティ・ロケーションと位置づけ、彼らの自然への依存・影響を分析し、その低減等に取り組むことも考えられる。

プライオリティ・ロケーションの考え方



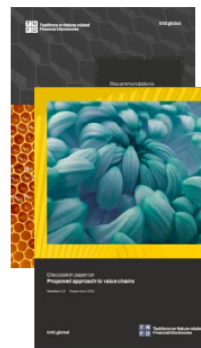
出典：自然関連財務情報開示-タスクフォースの提言_2023

プライオリティ・ロケーション及び要注意地域の補足



優先地域

組織が直接操業やバリューチェーンにおいて、自然関連のマテリアリティ依存、責任、リスクと機会を特定された地域、また、生態学的に要注意地域と認識されている地域において、直接操業の資産や活動が自然との接点を持つ地域



バリューチェーンに関するディスカッションペーパー

要注意地域

組織が直接操業する資産や活動、可能であればバリューチェーンにおいて、TNFDの要注意地域の基準を満たす地域

- 生物多様性にとって重要な地域
- 生態系の十全性が高い地域
- 生態系の十全性が急速に低下している地域
- 物理的水リスクの高い地域
- 先住民、地域社会とステークホルダーへの便益を含む、生態系サービス提供のために重要な地域

出典：農林中金総合研究所主催Webセミナー
今注目される自然関連財務情報開示TNFDv1.0の概要

2. ポイント② プライオリティ・ロケーションの特定

2.2. 支援証明書とプライオリティ・ロケーションの関係

- まずは前述したプライオリティ・ロケーションに関する理解のもと、TNFDレポートを作成することが求められる。
- 特定されたプライオリティロケーションに対する支援を行い、支援証明書を作成することで、プライオリティロケーションにおいてどのような影響を与えるかを国の証明とともに説明することが可能となる。

プライオリティ・ロケーションの観点での支援証明書活用の流れ

TNFDレポートで必要な対応

① プライオリティ・ロケーション特定のプロセスを明記

組織は以下を提供すべきである。

- 組織が資産および／または活動を有する地域のリストおよび／または空間地図
- 使用したツール、データソース、指標、測定指標を参照しつつ、組織が要注意地域をどのように定義したかを説明
- 開示のためにプライオリティ・ロケーションを特定するためにたどったプロセスの説明

引用：「自然関連財務情報開示-タスクフォースの提言_2023」

② プライオリティ・ロケーションがどこかを明記

【開示提言 | 戦略D】組織の直接操業において、および可能な場合は上流と下流のバリューチェーンにおいて、プライオリティ・ロケーションに関する基準を満たす資産および／または活動がある地域を開示する。

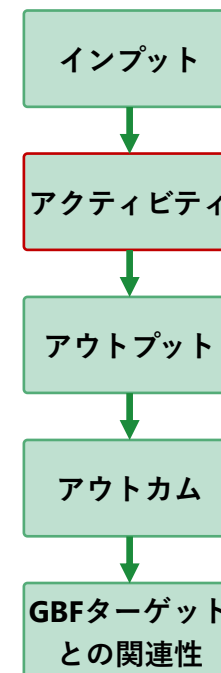
引用：「自然関連財務情報開示-タスクフォースの提言_2023」

④ TNFDレポートにて支援証明書を引用

プライオリティ・ロケーションにおける取組として、国の証明を得た活動を行っていることをアピール

支援証明書で必要な対応

③ 明記したプライオリティ・ロケーションにおける活動を記載



プライオリティ・ロケーションでの活動であることが重要

3. ポイント③

ミティゲーション・ヒエラルキーの理解

3. ポイント③ ミティゲーション・ヒエラルキーの理解

3.1. ミティゲーション・ヒエラルキーの考え方

- ネイチャーポジティブ及びそれに資するネイチャーポジティブ経済の実現のためには、事業活動による自然への負の影響を減らすことが肝要。すなわち開発行為等における「ミティゲーション・ヒエラルキー」の考え方が、それ以外の事業活動についても採られることが必要である。
- TNFDも、SBTNの「ミティゲーション・ヒエラルキー」の考え方を引いて、「回避・軽減・回復・再生の4つのアクションを順を追って実行する必要がある」としており、上述の考え方と整合している。
- そうした財務情報開示における「自然共生サイト」の位置づけとしては、現状、直接的には、同サイトが機会創出に資するケース（自社内のサイトでの保全技術を他者に提供できるケース、サイト保全活動を通じた顧客獲得等）が主となる見込み。
- 一方で、自社の事業活動による自然への負の影響の低減に関する分析・構想が伴わない開示の場合、TNFDに沿っていない（自然への依存・影響が減っておらずリスク回避になっていない）と投資家から見なされたり、NGO等からグリーンウォッシュとして批判される恐れがある。
- 「自然共生サイト」がネイチャーポジティブ経済の実現に効果を発揮するためには、最終的にそれらがどう自社の事業活動による負の影響の低減に資するのか、ひいては自社が影響を及ぼし得る主体の活動による負の影響の低減に資するのか、といった観点からの分析が必要である。

TNFDにおけるリスク・機会の考え方

「リスクと機会への対応において、自然への負の影響を回避又は最小化する事業活動は、修復努力の追求や、再建又は補償措置による既存の損害の緩和よりも優先されるべきである。」

（TNFD最終提言より、環境省仮訳）

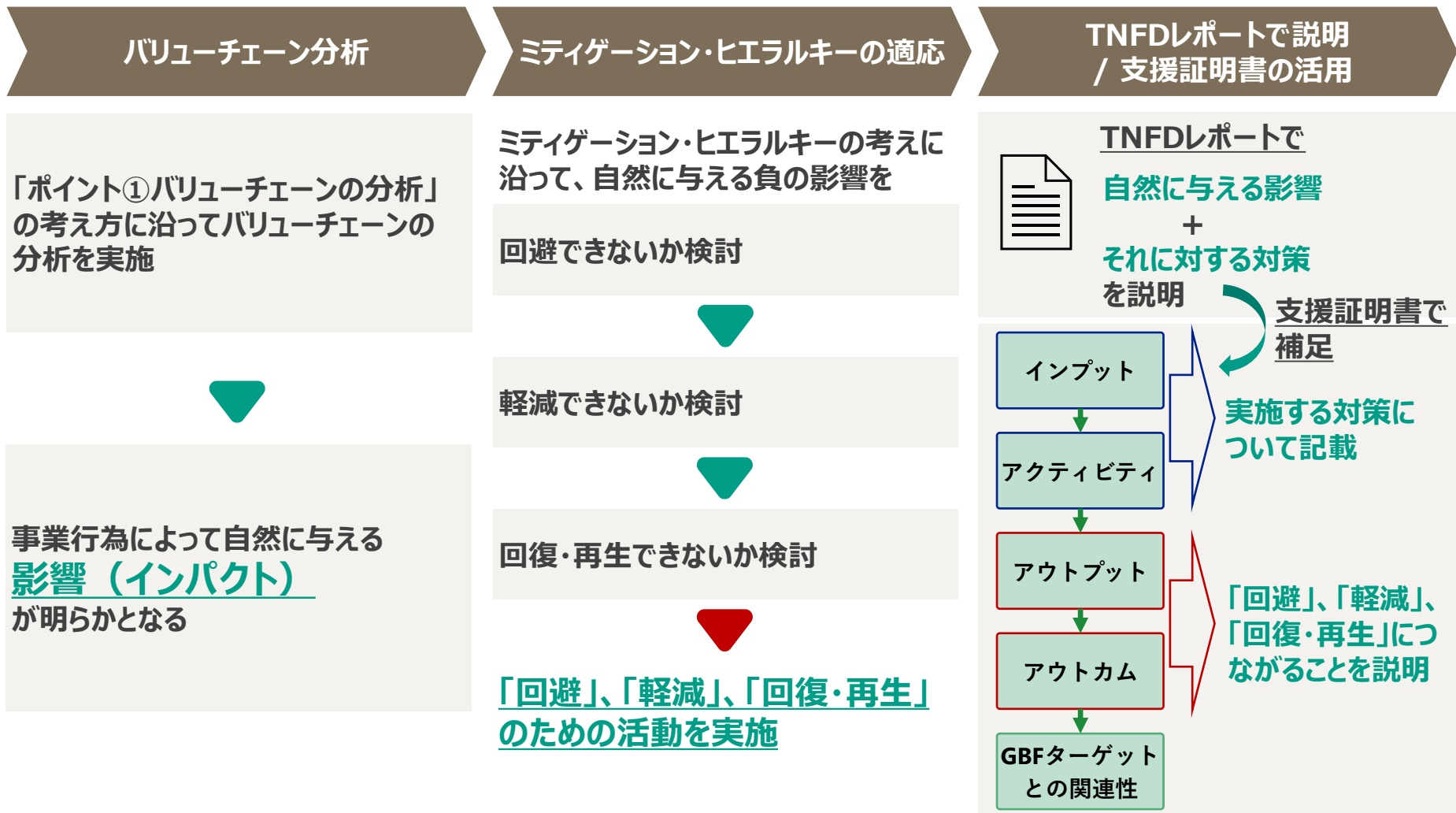
SBTNの行動枠組み（AR3T） / Mitigation Hierarchy



3. ポイント③ ミティゲーション・ヒエラルキーの理解

3.2. 支援証明書とミティゲーション・ヒエラルキーの関係

- ミティゲーション・ヒエラルキーは事業活動を行う上で、自然への負のインパクトを抑えるために前提となる考え方である。
- 支援証明書では、ロジックモデルにて一連の活動から期待される成果をロジックモデルに記載することができるため、「回避」、「軽減」、「回復・再生」への具体的な貢献を説明することが可能。



4. ポイント④ 国際目標との関連性

4. ポイント④ 国際目標との関連性

4.1. 昆明・モンリオール生物多様性枠組



2050年ビジョン
自然と共生する世界

2050年ゴール

ゴールA
保全

ゴールB
持続可能な利用

ゴールC
遺伝資源へのアクセスと利益配分
(ABS)

ゴールD
実施手段の確保

2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

- 1: 空間計画の設定
- 2: 自然再生
- 3: 30by30
- 4: 種・遺伝子の保全
- 5: 生物採取の適正化
- 6: 外来種対策
- 7: 汚染防止・削減
- 8: 気候変動対策

(2) 人々のニーズを満たす

- 9: 野生種の持続可能な利用
- 10: 農林漁業の持続的管理
- 11: 自然の調節機能の活用
- 12: 緑地親水空間の確保
- 13: 遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)

(3) ツールと解決策

- 14: 生物多様性の主流化
- 15: ビジネスの影響評価・開示
- 16: 持続可能な消費
- 17: バイオセーフティー
- 18: 有害補助金の特定・見直し
- 19: 資金の動員
- 20: 能力構築、技術移転
- 21: 知識へのアクセス強化
- 22: 女性、若者及び先住民の参画確保
- 23: ジェンダー平等の確保

4. ポイント④ 国際目標との関連性

4.2. TNFDの開示指標とGBFターゲットの関連性

- TNFDが推奨するコアグローバル開示指標はGBFターゲットとの整合がとられており、GBFターゲットとの関連性を示すことができる支援証明書のロジックモデルでは、その関連も把握したうえで作成することが重要である。

自然関連の依存とインパクトに関する TNFDコアグローバル開示指標とGBFターゲットとの関連性

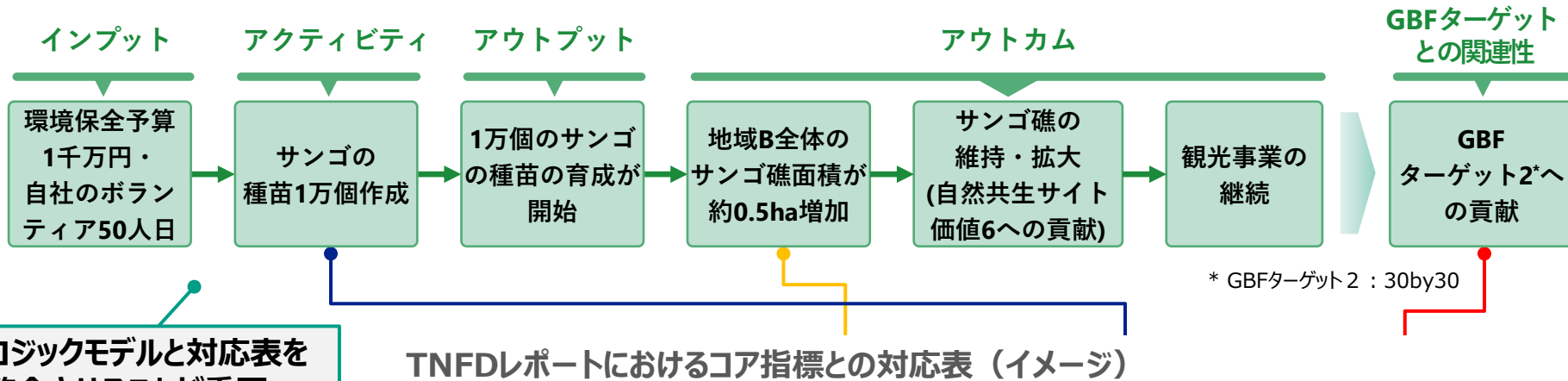
No.	自然変化要因	指標	GBFターゲットとの関連
C 1.0	陸地/淡水/海 の利用の変化	該当エリアのフットプリント (km ²)	ターゲット1(A2), 2, 5, 11(B1)
C 1.1		陸地/淡水/海 利用の変化範囲 (km ²)	ターゲット1(A2), 2, 5, 11(B1)
C 2.0	汚染/汚染除去	土壌に放出された、種類別の汚染物質質量 (ton)	ターゲット7(7.2), 11
C 2.1		排水の放出量 (m ³)	ターゲット7(7.1), 11(B1)
C 2.2		(非) 有害廃棄物の発生量、処理量 (ton)	ターゲット7(7.1), 11(B1)
C 2.3		使用されたプラスチックのフットプリント (ton)	ターゲット7(7.1), 11(B1)
C 2.4		GHG以外の大気汚染物質の種類別総量 (ton)	ターゲット7(7.1), 11(B1)
C 3.0	資源の使用/補充	水源ごとの、総取水量と消費量 (m ³)	ターゲット11(B1)
C 3.1		陸地/淡水/海 から供給される、高リスク自然商品の総量 (ton)	ターゲット5(5.1), 9, 11(B1)
C 4.0	侵略的外来種等	(仮) 意図しない外IASの持ち込み防止のため、適切な管理の下で実施されている高リスクな活動と、低リスクな活動の割合	ターゲット6, 11(B1)
C 5.0	自然状態	(仮) 生態系の状態	ターゲット1, 2, 3, 4, 11
		(仮) 種の絶滅リスク状態	

出典：「自然関連財務情報開示-タスクフォースの提言_2023」を基に事務局で要約

4. ポイント④ 国際目標との関連性

4.3. 情報開示に活用する際のポイントと注意点

- 【ポイント】TNFDレポートにてコア指標との対応表を作成する場合、支援証明書で記載するアクティビティ・GBFターゲットとの関連性と整合させることで、GBFターゲットへの貢献をより明確に示すことができる。
- 【注意点】複数のゴールを羅列すると、本当に貢献するゴールへの貢献が見えにくくなるため、要注意



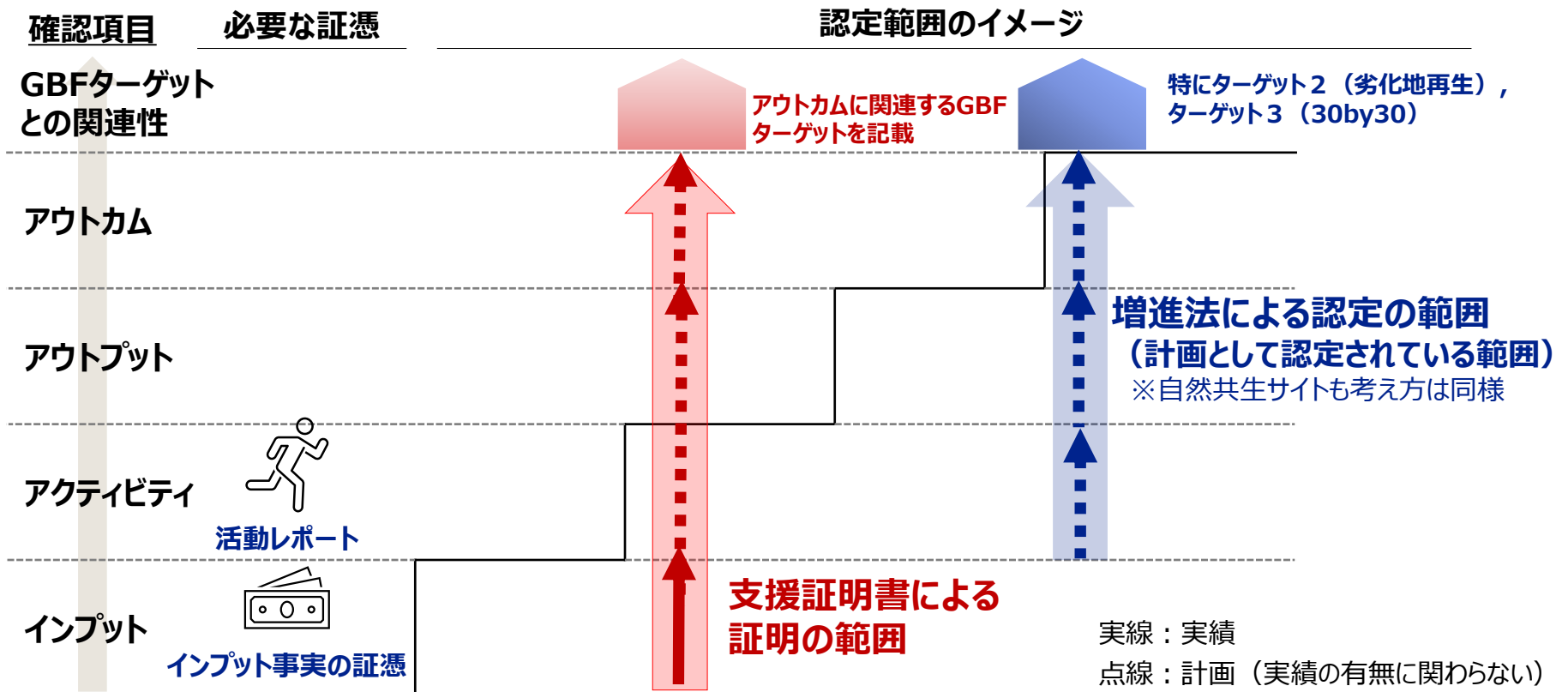
No.	自然変化要因	指標	目標	活動	GBFターゲットとの関連
C 1.0	陸地/淡水/海の利用の変化	該当エリアのフットプリント (km ²)	2025年中に、サンゴ礁の面積を0.5ha増加	有志社員によるボランティア活動と環境保全予算を用いて、サンゴの種苗作成を行う	ターゲット2
C 1.1		陸地/淡水/海 利用の変化範囲 (km ²)			
C 2.0	
...	

5. ポイント⑤ 成果の把握

5. ポイント⑤ 成果の把握

5.1. 支援証明書の証明範囲のイメージ

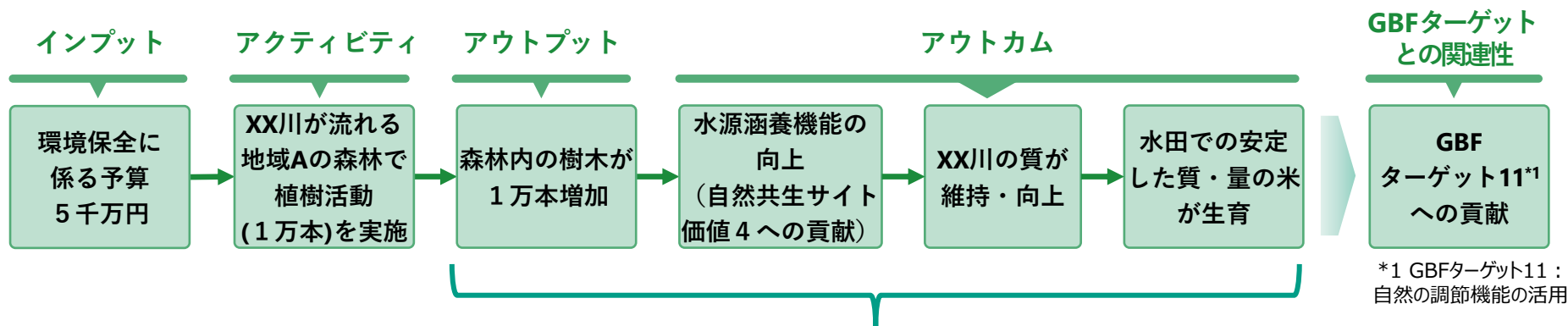
- 支援証明書（本紙）の証明範囲は、①**インプットの事実** ②**アクティビティに活用された／されること**の**事実**と整理。
- 地域生物多様性増進法に基づく活動計画は、アウトプット・アウトカムを見据えた活動内容を記載することを見込んでいる。そのため、支援証明書は、上記①、②が当該活動計画に沿うものであることを確認することで、まだ支援に伴う実績が出ていない中であっても、インプットがアウトプット・アウトカムにつながることを確からしさのある程度担保できると考えている。
- また、増進法では、認定後も生物多様性の価値が増進されているかを確認するため、活動実施者に対し、認定区域におけるモニタリング・報告を求める予定である。
- 制度間の重複を防ぐ等のため、支援証明書制度においては、アクティビティ実施後のアウトプットに係る結果報告等を求めないこととしているが、アウトプット・アウトカムの実現やその確認においては、その後の定期的なモニタリングが重要である。



5. ポイント⑤ 成果の把握

5.2. 成果の把握・報告の重要性と注意点

- **【重要性】**前述の通り、ロジックモデルに記載するアウトプット・アウトカムは、支援証明書制度によって保証されるものではなく、申請時点で、自然共生サイト制度／増進法に基づく活動計画が目指しているアウトプットやアウトカムである。そのため、アウトプット・アウトカムの実現やその確認においては、その後の定期的なモニタリングが重要になる。
- **【注意点①】**モニタリングについて、自然共生サイト側に一任するのではなく、自らが行った支援が成果に結びついているかどうかを確認する観点から、活動者側と連携をとり、定期的なモニタリング・報告に関与していくことが望ましい。
- **【注意点②】**支援証明書をTNFDに活用する場合、支援実績が古いにもかかわらずその結果のモニタリング・報告がなされていない場合には、レピュテーションリスクにつながる恐れがある。



支援証明書の特性

アウトプット・アウトカムは実績がなくても、想定での記載が可能

必要な対応

定期的なモニタリング・活動報告を行うことで、記載した支援証明書の妥当性を担保

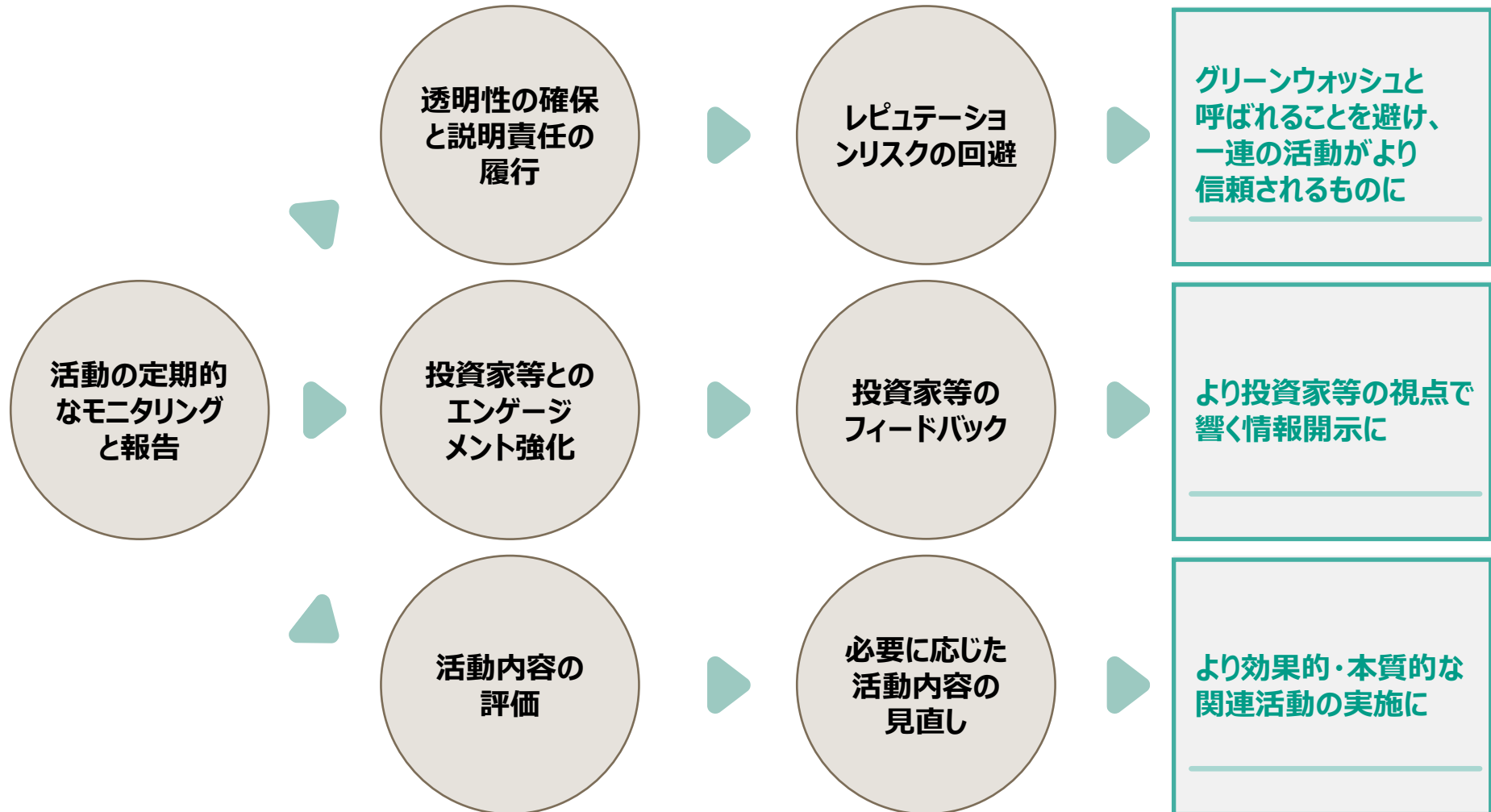
結果として

投資家から見て、より信頼を得られる支援証明書・情報開示に

5. ポイント⑤ 成果の把握

5.3. 活動のモニタリング・報告の重要性

- 活動の定期的なモニタリングと報告を行うことで、「説明責任の履行」、「エンゲージメント強化」、「活動内容の評価」を行うこととなり、結果としてレピュテーションリスクの回避や、より効果的な活動の実施・情報開示につながる。
- 活動のモニタリング・報告のメリットを理解したうえで、情報開示を行う者は、その頻度と内容を検討する必要がある。



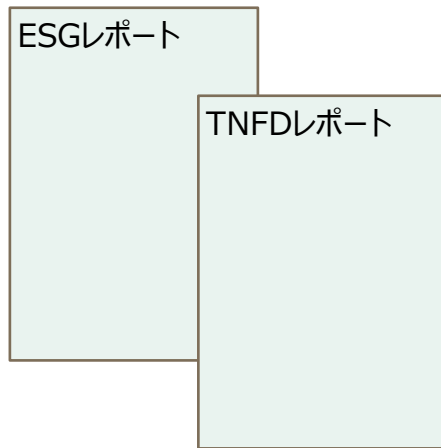
5. ポイント⑤ 成果の把握

5.4. 具体的な成果把握・報告の手法

- 成果の報告に当たり、発信者は読み手（投資家等を想定）とのコミュニケーションを行うことが重要である。
- ESGレポートやTNFDレポートが投資等との対話の場になりえるが、それらにおいて、国の制度である自然共生サイトやそれに紐づく支援証明書に関する状況の報告は一つの対話手段となりえる。

自社のレポートでの報告

【既存のステークホルダーに対するアプローチに有用】
読み手が既存の投資家等であることが想定されるESGLレポート・TNFDレポート等で、定期的な活動報告を行うことが重要。定期的に公開することで、前回報告からの改善点等を示すことが可能となる。



ポイント

【中長期の活動報告に活用】
定期的な更新と前回報告で公開した目標等の状況報告

生物多様性見える化システムの活用

【新たなステークホルダーへのアプローチに有用】
自然共生サイトに係る情報をひとまとめにしたアプリケーションの開発を進行中。支援証明書に係る情報も掲載される予定、支援証明書に関連する情報に関心のあるステークホルダーへの情報提供に活用することが想定される
※見える化システムは現在構築中

生物多様性見える化システム (仮)

with ArcGIS Web AppBuilder

△△ガーデン
【サイト所有者】 ABCDE株式会社
【場所・面積】 ○○県□□市、面積：8.6 ha

確認生物種

植物	魚類	両生類	爬虫類	鳥類
その他	昆虫類	哺乳類		

2023 2024 2025

活動日数 20日/年
延べ活動人数 150人/年

水源涵養量 ○○t/年
炭素固定量 ○○t/年

支援元 (株)○○

認定された生物多様性の価値

1	2	3	4	5	6	7	8	9
○	○	○						

ポイント

【短期間の活動報告に活用】
活動毎に写真や短いコメントを発信し、定期的に活動していることをアピール

6. 支援証明書の記載例 (架空の事例)

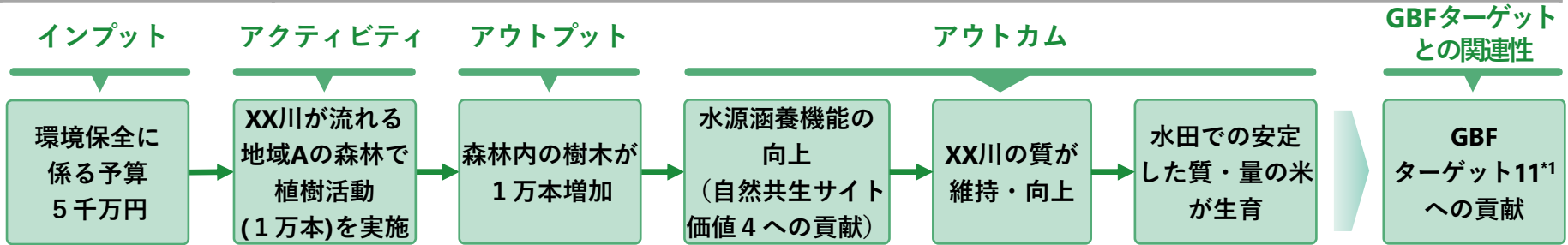
ロジックモデルの例（1 / 2）

ここに掲載している事例は支援証明書を検討する企業等にロジックモデル作成の参考としていただくため、架空の事例を用いて例示したもの



例 1

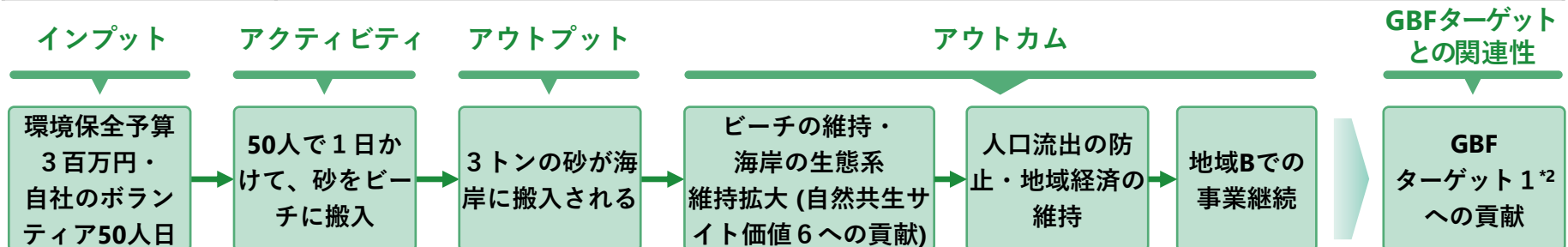
事業セクター	前提（仮説）
外食産業	当該企業は上質な国産米を魅力に事業を展開。主な仕入れ先の水田の水源となっているXX川の上流にある地域Aの森林は管理が放棄されており、川を流れる水の質及び、その水を水源としている水田からの米の調達にリスクがあると判断し、地域Aがプライオリティ・ロケーションであると特定した。



*1 GBFターゲット11：自然の調節機能の活用

例 2

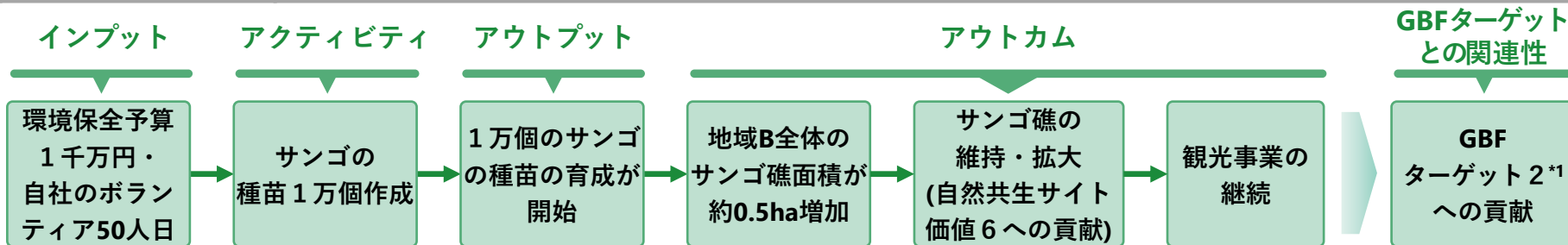
事業セクター	前提（仮説）
インターネット産業	当該企業は海に面する地域Bに事務所がある。ビーチが住民の憩いの場となっているが、海面の上昇により海岸が年々狭くなっている。海岸の維持は、地域の魅力の維持、人口流出の防止、地域経済の維持、ひいては事業の継続につながると考え、地域Bがプライオリティ・ロケーションであると特定した。



*2 GBFターゲット1:空間計画の設定 29

例 3

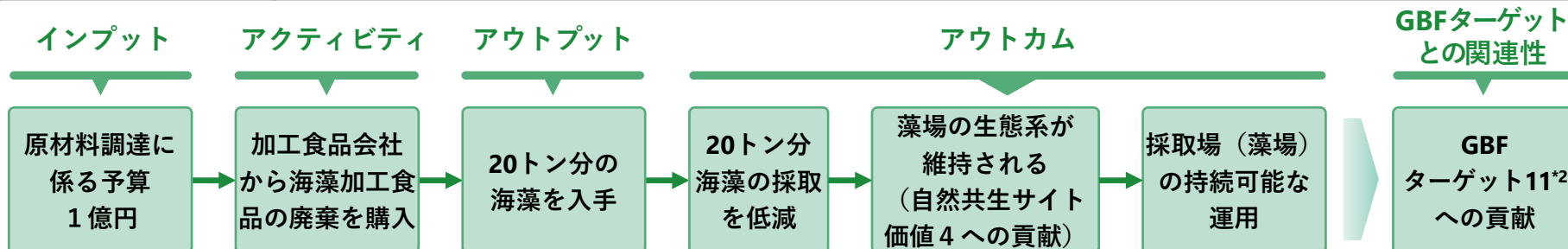
事業セクター	前提（仮説）
航空産業	地域Cにある空港から当該企業の飛行機の発着数は過去5年で〇%上昇。サンゴが見れる海でのダイビング徐々に人気を集め、観光客が増えたことが要因。地域Cでのサンゴを中心とした観光業の継続は当該企業にとっての事業機会につながり、地域Bをプライオリティ・ロケーションであると特定した。



* 1 GBFターゲット2 : 30by30

例 4

事業セクター	前提（仮説）
素材産業	当該企業は海藻からバイオポリマーを生成する技術を有する。バイオポリマーの生成のために、海藻を採取しているが、ミティゲーション・ヒエラルキーの考えに沿って、自然への影響を低減（海中の海藻の採取量を減らす）するために、海苔やワカメを商品とする加工食品会社から廃棄を買い取ることにした。



* 2 GBFターゲット11 : 自然の調節機能の活用 30